

申込み あわら市総務部総務課 人事G 〒919-0692 あわら市市姫三丁目1番1号 ☎73-8002

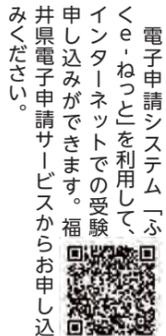
求む！あわら市を愛するチャレンジ精神あふれる人！！ あわら市職員採用候補者 後期試験

令和4年4月採用予定の職員採用候補者後期試験を次のとおり行います。

受け付け 8月23日(月)～9月22日(水) 8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く

申込方法

総務課備え付けの申込書に必要事項を記入し、提出してください。申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号サイズ)を同封してください。 ※詳しくは、実施要綱をご覧ください。実施要綱は、総務課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。



電子申請システム「くえ・ねっと」を利用して、インターネットでの受験申し込みができます。福島県電子申請サービスからお申し込みください。
1次試験 10月17日(日) 9時～14時30分(事務) 9時～12時(事務以外)
2次試験(1次試験合格者) 11月中旬ごろ(予定)
あわら市役所 福祉課 窓口試験

Table with columns: 区分, 採用予定, 受験資格, 年齢要件. Details include: 事務(大学卒) 若干名, 保育教諭 3人, 介護支援専門員 1人.

フルーツライン通行規制

路面改良工事および消雪管埋設工事のため、次のとおり通行規制を行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご了承ください。

路面改良工事・消雪管埋設工事 区間 柿原～青ノ木地係 規制 片側交互交通 期間 令和3年8月上旬～令和4年2月28日 ※天候や交通状況により工事期間が変動する場合があります。

問合せ 農林水産課 農村整備G ☎73・8026 坂井農林総合事務所 ☎84・8045



ご存じですか？ 障がい者(児)に対する各種手当

障がい者やその養育者に対して各種手当を支給しています。手当を受給するには障がいの程度や所得の要件などの条件があり、申請書などの提出が必要です。不明な場合は、ご相談ください。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害(身体障害者手帳1～3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部)のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

手当月額 障害児1人当たり ・1級障害児 5万2500円 ・2級障害児 3万4970円

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障害(身体障害者手帳1、2級程度の障害の重複または同等の疾病・精神障害)があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。

て入院した場合は、受給資格がなくなります。 手当月額 2万7350円

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障害(身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度)があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給します。

手当月額 1万4880円

重症心身障害児(者)福祉手当

身体障害者手帳1、2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを受給できない人に支給します。

手当月額 30000円

所得現況届の提出について

既に手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要となります。手当により、提出期間が決まっていますので、忘れずに提出してください。

問合せ 福祉課

☎73・8020

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当を受けている人は、毎年「現況届」を提出する必要があります。この届は、毎年8月1日における家庭の状況を把握し、引き続き手当を受け取るためのものです。

対象者には案内書を送付していますので、必ず提出してください。提出が無い場合は、引き続き手当を受け取ることができなくなります。

締切り【期限】8月31日(火) 問合せ 子育て支援課 ☎73・8021

9月10日～16日は自殺予防週間

自殺はさまざまな要因によって、心理的に追い込まれた末の死です。死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動き、不眠や体調不良など自殺の危険を示すサインを発しています。自分自身や周りの人が「おかしい」と思ったら、できるだけ早めに受診・相談することをお勧めします。

専門の無料相談窓口 ●ホットサポート福祉電話相談 とき 月～金曜日 9時～17時 問合せ ☎26・4400 ●坂井健康福祉センター 定例精神保健相談会 専門医による相談(予約制)

とき 毎月第1・3木曜日 14時30分～15時30分 問合せ ☎73・0609 ●あわら市こころの相談会 臨床心理士による相談(予約制) とき 9月14日、11月9日、1月11日、3月8日 ※全て火曜日

とき 9時～10時、11時 保健センター 問合せ ☎73・8023 ●つながる・ライン さまざまな悩み事に対応した総合窓口を検索できますので、お気軽にご利用ください。 問合せ 福井県健康福祉部 障がい福祉課 ☎20・0634



▲ ホームページ

変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

- 熱中症予防行動ポイント ●暑さを避ける ●状況を見てマスクを外す ●こまめに水分補給をする ●日頃から健康管理をする ●暑さに強い体づくりをする

問合せ 健康長寿課 ☎73・8023

熱中症にご注意！！

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなったり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内でも何もしないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。マスクを着用する機会が増えている今、熱中症について正しい知識を身につけ、体調の